

改正

平成20年3月11日条例第4号

平成22年3月12日条例第1号

吉富町企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、町内で事業所及び研究開発施設（以下「事業所等」という。）の新設、増設及び移設（以下「新設等」という。）をする者に対して、奨励措置を講じることにより、本町における企業立地を促進し、もって雇用機会の拡大と産業の振興を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 物の製造、加工等の製造業を営むための施設、ソフトウェア開発、情報処理、情報提供等の情報関連事業を営むための施設及び道路貨物運送業、こん包業を営むための施設、大規模小売店舗、その他町長が特に認める施設をいう。
- (2) 研究開発施設 新たな製品の製造、新たな技術の開発又は現に企業化されている技術の改善を目的とした試験研究のために使用する施設をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。
- (4) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する施設をいう。
- (5) 新設 町内に事業所等を有しない者が、新たに町内に事業所等を設置し、又は町内に事業所等を有する者が、当該事業所等と異なる業種の事業所等を町内に設置することをいう。
- (6) 増設 町内に事業所等を有する者が、当該事業所等を拡充し、又は新たに当該事業所等と同一業種の事業所等を町内に設置することをいう。ただし、生産設備の取替えは除く。
- (7) 移設 町内に事業所等を有する者が、当該事業所等を廃止し、同一業種の事業所等を町内の別の場所に設置することをいう。
- (8) 業種 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる大分類による業務の種類をいう。
- (9) 投下固定資産総額 事業所等を設置するために取得した固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する固定資産をいう。以下同じ。）の取得価格の総額をいう。
- (10) 新規雇用者 事業所等の新設等に伴い新たに雇用するものであって、次に掲げるいずれの要件にも該当するものをいう。
 - ア 雇用期間の定めのない労働者又はこれに準ずると認められる者
 - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条の規定に基づく被保険者として同法第9条の規定に基づく確認を受けている者
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条の規定に基づく被保険者として同法第18条の規定に基づく確認を受けている者又は同法第10条の規定に基づく許可を受けている者

(奨励措置)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するために必要な施策を行うとともに、次に掲げる奨励措置を講じることができる。

- (1) 便宜の供与
- (2) 企業立地促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付
- (3) 施設整備等補助金（事業所等の新設等に伴い付随施設等の整備又は復旧を行った事業者については、規則に定めるところによりその費用の一部を助成するものとする。）の交付

(報告の徴収)

第4条 町長は、前条の奨励措置の適用を受けた者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(便宜の供与)

第5条 町長は、事業所等の新設等をする者に対して、次に掲げる便宜を供与することができる。

- (1) 用地のあっせん
- (2) 情報及び資料の提供
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの

(奨励金の交付)

第6条 町長は、町内に事業所等の新設等をする者が、次の各号のすべてに該当する場合は、予算の範囲において奨励金を交付することができる。

(1) 事業所等の立地に伴う環境の保全について適切な措置を講じている場合

(2) 新設にあつては、投下固定資産総額が2,000万円以上で、かつ、新規雇用者5人以上、増設・移設にあつては、投下固定資産総額2,000万円以上の事業所等を設置した場合

2 前項の規定にかかわらず、町長が第1条の目的を達成するために必要と認める者については、奨励金を交付することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(吉富町工場誘致条例の廃止)

2 吉富町工場誘致条例(昭和41年条例第101号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の適用を受けていた者については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月11日条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月12日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の吉富町企業立地促進条例の規定による奨励措置の適用を受けている者については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月19日条例第8号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。